

# 第12回 流水型ダム環境保全対策検討委員会

## 説明資料

【環境影響評価レポートに対する国土交通大臣意見と  
事業者見解(案)等について】

令和6年9月24日



国土交通省 九州地方整備局 川辺川ダム砂防事務所

# 目 次

1. 環境影響評価の流れ P.2
2. 環境影響評価レポートに対する国土交通大臣意見の概要 P.3
3. 環境影響評価レポートに対する国土交通大臣意見と事業者の見解(案)について P.4

○「川辺川の流水型ダムに関する環境影響評価レポート」作成の手続きとして、環境影響評価法に準じて、『国土交通大臣意見(環境大臣の意見を勘案)』を踏まえて、環境影響評価レポートの補正を行う。



現在

- 環境影響評価レポートに対し、7月26日に環境大臣から国土交通大臣に意見が提出、環境大臣の意見を踏まえ、8月9日に国土交通大臣から事業者に意見を提出。
- 国土交通大臣意見の構成として、以下の2つの事項(全14項目)についての意見を記載。

### 意見の概要

#### 【総論】(6項目)

- (1)調査・予測・評価の再実施  
工事着手前又は工事中に、現段階で予測し得なかった環境変化が生じた場合には、その変化の状況に応じて、最新の知見等に基づき、調査、予測及び評価を改めて実施、必要に応じ適切な環境保全措置等を実施
- (2)地域住民等への説明及び関係機関との連携  
関係機関等と調整を十分に行い、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明の実施
- (3)事後調査等について
  - ア 事後調査等を適切に実施
  - イ 追加的な環境保全措置等の具体化に当たり客観的かつ科学的に検討
  - ウ 報告書のとりまとめ、公表
  - エ 報告書の作成とは別に、工事中において上記ア及びイの検討内容や結果について適切な時期に公表。供用後においても、環境保全措置や事後調査等の結果等の公表に努める。

#### 【各論】(8項目)

- (1)動植物及び生態系
  - ア クマタカに関する環境保全措置等を適切に実施
  - イ 試験湛水時における九折瀬洞の環境保全措置等を適切に実施
  - ウ 試験湛水やダム供用後のダム洪水調節地内に堆積するSS成分の動態や流出量の検討と、生態系保全に向けた環境保全措置等を適切に実施
  - エ 試験湛水後のダム洪水調節地内における重要な動植物への環境保全措置等を適切に実施
  - オ 重要な動植物及び生態系における事後調査等を適切に実施し、重大な影響が認められた場合の追加的な環境保全措置等の実施
- (2)人と自然との触れ合いの活動の場  
試験湛水や洪水調節により利用ができなくなるダム洪水調節地内の施設の移設や維持管理等について関係機関や地域住民と協議、人と自然との触れ合いの活動の場を確保
- (3)廃棄物等
  - ア 工事及び処分の詳細計画の策定における廃棄物等の発生抑制、可能な限り適切に有効利用
  - イ 伐採の詳細計画を策定するに当たって、可能な限り伐採範囲の縮小、伐採量を低減した上で伐採木の有効利用

1. 総論

国土交通大臣意見(原文)	事業者の見解(案)	評価レポートへの反映(補正)内容
<p>(1) 調査・予測・評価の再実施                      本事業については、長期にわたる工事が予定されていることから、本事業の実施までに対象事業実施区域及びその周辺の自然環境等に変化が生じる可能性がある。このため、工事着手前又は工事中に、現段階で予測し得なかった環境変化が生じた場合には、その変化の状況に応じ、最新の知見等に基づき、調査、予測及び評価を改めて実施し、必要に応じ、適切な環境保全措置等を講ずること。</p>	<p>現段階で予測し得ない環境変化が工事着手前又は工事中に生じた場合は、その変化の状況に応じ速やかに調査を行い、専門家の指導及び助言を得ながら、最新の知見等に基づき、関係者と協議した上で必要な措置を講じます。</p>	<p>—</p>
<p>(2) 地域住民等への説明及び関係機関との連携                      本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置等の内容について、関係機関等と調整を十分に行い、工事期間が長期にわたることを含め、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。</p>	<p>本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置等の内容について、関係機関等と調整を十分に行い、継続的に地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行います。</p>	<p>—</p>
<p>(3) 事後調査等について                      ア 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。                      また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置等を適切に講ずること。</p>	<p>専門家の指導及び助言を得ながら、事後調査及び環境監視を適切に実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて追加的な措置を適切に講じます。</p>	<p>—</p>

1. 総論

国土交通大臣意見(原文)	事業者の見解(案)	評価レポートへの反映(補正)内容
<p>(3)事後調査等について                      イ 上記の追加的な環境保全措置等の具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討すること。</p>	<p>追加的な措置を行う場合、その具体化に当たっては、措置の内容が十分なものとなるよう、これまでの調査結果や専門家の指導及び助言を踏まえて、客観的かつ科学的に検討します。                      本件について、評価レポートを補正します。</p>	<p>資料2 P1</p>
<p>(3)事後調査等について                      ウ 事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる環境保全措置等について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。また、環境監視の結果、環境保全措置等を講じた場合にも、可能な限り報告書に取りまとめ、公表に努めること。</p>	<p>事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境影響に応じて講ずる措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について、法に準じた報告書として取りまとめ公表します。また、環境監視の結果や、監視の結果に応じて実施した措置については、定期的に公表を行っていきます。</p>	<p>—</p>
<p>(3)事後調査等について                      エ 本事業では工事が長期にわたることから、報告書の作成とは別に、工事中において上記のA及びBの検討内容や結果について適切な時期に公表すること。さらに、供用後においても、環境保全措置、事後調査、環境監視の結果等の公表に努めること。</p>	<p>環境影響評価後においても環境影響評価レポートを継承し、更なる環境影響の最小化に向け、環境保全措置等の具体化、現地での実証実験、試験湛水手法、ダムの運用に関する技術的検討を進め、その経過を定期的に技術レポートとして公表・周知し地域と共有していきます。また、事後調査完了後においても、ダム等管理フォローアップ制度に基づき、モニタリングの結果を公表します。</p>	<p>—</p>

2. 各論 (1) 動植物及び生態系

国土交通大臣意見(原文)	事業者の見解(案)	評価レポートへの反映(補正)内容
<p>ア クマタカの生息・繁殖状況を踏まえ、工事時期の調整、コンディショニング等の環境保全措置等を適切に実施すること。</p>	<p>クマタカについては、専門家の指導及び助言を得ながら事後調査を実施するとともに、環境保全措置として、「工事实施時期の配慮」、「建設機械の稼働に伴う騒音等の抑制」、「作業員の出入り及び工事用車両の運行に対する配慮」、「コンディショニングの実施」を行うこととしており、これらを適切に実施します。</p>	<p>—</p>
<p>イ 試験湛水時に九折瀬洞の洞口前面に防水擁壁を設置する場合は、コウモリ類の洞内外の移動が維持されるよう、防水擁壁の構造等を引き続き検討し、環境保全措置等を適切に実施すること。</p>	<p>九折瀬洞の防水擁壁については、専門家の指導及び助言を得ながら、環境保全措置以外の事業者による取組みにおいて、「洞口閉塞対策の具体的な手法の検討」を行うこととしており、その上で環境保全措置の「洞口閉塞対策の実施」を適切に実施します。</p>	<p>—</p>
<p>ウ 試験湛水及びダム供用後にダム洪水調節地内において堆積するSS成分の動態及びその後の降雨での流出量について、引き続き検討し、ダム洪水調節地内及びダム下流における生態系の保全に向けた環境保全措置等を適切に実施すること。</p>	<p>ダム洪水調節地内において堆積するSS成分の動態及び降雨での流出量等については、環境への影響の最小化に向けて、引き続き検討を行います。また、ダム洪水調節地内及びダム下流における生態系の保全については、専門家の指導及び助言を得ながら、環境保全措置等の事前の対策を行った上で、環境保全措置以外の事業者による取組みにおいて、「ダム洪水調節地及びダム下流河川の監視とその結果への対応」を行うこととしており、これらを適切に実施します。</p>	<p>—</p>

2. 各論 (1) 動植物及び生態系

国土交通大臣意見(原文)	事業者の見解(案)	評価レポートへの反映(補正)内容
<p>エ 試験湛水後のダム洪水調節地内において、動植物の生息・生育状況を調査し、既存の重要な動植物の生息・生育環境となる植生の回復が円滑に行われるよう、必要に応じて、重要な動植物の移植・播種・撒き出し、植生の回復に向けた植栽等の環境保全措置等を適切に実施すること。</p>	<p>試験湛水後のダム洪水調節地内については、既存の重要な動植物の生息・生育環境となる植生の回復が円滑に行われるよう、専門家の指導及び助言を得ながら、重要な動植物に対する環境保全措置として、「産卵環境(水路、止水域等を含む湿地環境)を整備して移植」、「周辺の類似した生息環境に移植」、「影響を受ける個体の移植(挿し木等を含む)・播種・撒き出し」、「監視とその結果への対応」等を行い、環境保全措置以外の事業者による取組みとして「ダム洪水調節地の植生の回復の促進」等を行うこととしており、これらを適切に実施します。</p>	<p>—</p>
<p>オ 重要な動植物及び生態系について、事後調査等を適切に実施するとともに、これらに対する重大な影響が認められた場合は、追加的な環境保全措置等を実施し、自然環境の保全に十全を期すること。</p>	<p>重要な動植物及び生態系については、専門家の指導及び助言を得ながら、事後調査を適切に実施し、環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、必要な措置を講じることとしており、自然環境の保全に十全を期します。</p>	<p>—</p>

2. 各論 (2)人と自然との触れ合いの活動の場

国土交通大臣意見(原文)	事業者の見解(案)	評価レポートへの反映(補正)内容
<p>ダム洪水調節地内には、人と自然との触れ合いの活動の場として川遊び、カヌー、釣りが行われている地点が存在しており、試験湛水による一定期間の冠水、洪水調節による一時的な冠水により、これらの人と自然との触れ合いの活動の場への影響が生じることから、事業者において、ホテルの生息環境の整備、施設の移転等、試験湛水及び洪水調節後の施設の維持管理等の必要な環境保全措置等を実施することとしている。</p> <p>このため、試験湛水による一定期間の冠水、洪水調節による一時的な冠水によって利用ができなくなるダム洪水調節地内の施設の移設や維持管理等について関係機関や地域住民と協議を行い、人と自然との触れ合いの活動の場の確保に努めること。</p>	<p>試験湛水による一定期間の冠水、洪水調節による一時的な冠水によって利用ができなくなるダム洪水調節地内の施設の移設や維持管理等について、関係機関や地域住民と協議を行い、人と自然との触れ合いの活動の場の確保に努めます。</p>	<p>—</p>

## 2. 各論 (3) 廃棄物等

国土交通大臣意見(原文)	事業者の見解(案)	評価レポートへの反映(補正)内容
ア 工事及び処分の詳細計画の策定に当たっては、これらの廃棄物等の発生抑制に努め、可能な限り適切に有効利用すること。	工事及び処分の詳細計画の策定に当たっては、廃棄物等の発生抑制に努め、可能な限り適切に有効利用します。	—
イ 本事業における伐採の詳細計画を策定するに当たっては、可能な限り、伐採範囲を縮小し、伐採量を低減した上で、伐採木の有効利用に努めること。	伐採の詳細計画を策定するに当たっては、可能な限り、伐採範囲を縮小し、伐採量を低減した上で、伐採木の有効利用に努めます。	—